

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」(観光庁)

那須及び周辺地域エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における 「高付加価値インバウンド対応インタープリター育成事業」 業務委託仕様書

1. 事業名

那須及び周辺地域エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における
「高付加価値インバウンド対応インタープリター育成事業」

【事業および業務の委託者】

那須及び周辺地域 高付加価値なインバウンド観光地づくり推進協議会
(事務局：一般社団法人 那須町観光協会)

2. 履行期間

契約締結の日から 2026 年 1 月 30 日(金)まで

3. 事業の目的

- ・観光庁では、今後のインバウンドの本格的な回復を見据え、訪日観光における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者の地方への誘客を促進することとしている。このような背景のもと、観光庁において、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」を策定(2022 年 5 月)、同アクションプランに基づき、高付加価値旅行者の誘客に向けて集中的な支援を行うモデル観光地として、「那須及び周辺地域」を含め 11 地域が選定された(2023 年 3 月)。2024 年 9 月には、新たに 3 地域が選定され、全 14 地域となっている。

【観光庁ホームページ 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進】

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/kofukakachi.html

- ・本事業は受託者が、業務委託仕様書・別紙 1^{※1}の内容・高付加価値なインバウンド観光地づくり事業等を踏まえ、推進協議会(特にヒト部会^{※2})・那須町観光協会と適切なコミュニケーションを図りながら、地域のホスピタリティ人材を量的・質的に確保するため、那須を訪れる高付加価値旅行者に対して、地域の魅力をストーリーとして臨機応変に伝えられる人材を育成するとともに、「[那須を大好きになるストーリー集](#)」のブラッシュアップを行い、実践的な活用を促進することを目的とする。

※1 別紙 1(マスタープラン 2024 概要版)

※2 別紙 2(事業実施体制)

4. 事業の方針

(1) ストーリー伝達力向上及びプログラム開発研修の実施

- ・ 自然や歴史・文化の魅力や価値を紹介し、地域と来訪者を結びつける活動（インタープリテーション）を学ぶ機会を創出する。
- ・ 接客スタッフ向けの基礎研修に加え、ガイドプログラムの造成や商品開発に繋がる研修を実施する。
- ・ 対象者は、栃木県那須郡那須町、那須塩原市、大田原市に所在し、「那須を大好きになるストーリー集」に関連する事業者とする。

(2) 「那須を大好きになるストーリー集」のブラッシュアップ

- ・ 高付加価値旅行者向け目線でのストーリー集の洗練、専門家（編集者・観光コンサルタント等）を招聘して監修する。
- ・ 実践的な活用ができるよう、ストーリー伝達ツールを制作する。
- ・ ブラッシュアップにあたっては、那須に精通した地域人材を活用するとともに、地域全体としての納得感を考慮した上で実施する。

5. 事業内容

(1) ストーリー伝達力向上及びプログラム開発研修の実施

ア. ストーリー集伝達力向上研修

- ・ 地域事業者（宿泊・体験・飲食・ガイド等）向けに、インタープリテーションの基礎を学ぶ研修を実施する。
- ・ 座学、事例共有はもとより、ロールプレイング・ガイド実演など、より実践的な研修も実施する。
- ・ 募集用チラシ等の作成および参加申込者の管理

イ. ストーリー集活用プログラム開発研修

- ・ インタープリテーションの基礎を習得した地域事業者（宿泊・体験・飲食・ガイド等）向けに、ワークショップ等を通して、ガイドプログラムの造成や商品開発に繋がる実践的な知識や技能を身に着けるための研修を実施し、「アウトプットできるレベル」まで育成する。
- ・ 育成成果をアウトプットする場（発表会・共有会等）を設ける。
- ・ 募集用チラシ等の作成および参加申込者の管理

(2)「那須を大好きになるストーリー集」のブラッシュアップ

- ・ 現行版を点検（内容の更新・表現の洗練・多言語対応の検討）する。
- ・ 高付加価値旅行者向けの視点を入れるとともに、専門家（編集者・観光コンサルタント等）を招聘して監修する。
- ・ ストーリー伝達ツールとして、簡易版（ハンドブックタイプ）等を制作する。

(3) 事業報告書の作成

ア. 事業報告書

当該事業終了後すみやかに、以下の内容を記載した事業報告書を作成する。

No.	記載内容詳細
1	事業概念図(事業の全体像が1枚で説明されたもの)
2	事業実施結果の概要
3	事業実施内容の詳細
4	解決すべき課題とその状況、対応策
5	経費内訳※
6	総括
7	別添ファイル等

※ 対象経費確認等のための「2025 年度版 事業の手引き」は受託事業者のみに開示する

イ. 留意点

- ・ 推進協議会および那須町観光協会と十分にコミュニケーションをはかりながら、事業報告書を作成すること。
- ・ 事業実施状況、経緯、結果、課題等を分かり易く編集すること。

6. 成果物の内容

本事業の成果物として、以下の納品物を提出する。

- ・ 研修プログラム教材一式※
- ・ 伝達力向上研修・ワークショップ実施記録※
- ・ 成果発表・共有会実施記録※
- ・ ストーリー集（ブラッシュアップ版）※
- ・ ストーリー集簡易版（ハンドブック）等※
- ・ 事業報告書※

※ 上記はすべて電子データの提出のため書面や冊子は不要、またファイルの種類やフォーマットは問わない

- ・ 委託業務に係る経費証憑書類及び関係証拠書類

7. 業務の再委託について

(1) 再委託について

契約の一部または全部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、企画提案書の事業実施体制図に本内容を記載すること。

(2) 再委託の相手方の制限について

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

8. 上限予算額

6,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

9. 作成物に関する権利の帰属

業務を遂行する上において、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法(昭和 45 年 法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、全て推進協議会に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ推進協議会に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)の規定は、第三者に再委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10. その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は委託者の許可なく、他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。

- (3)業務完了後に、受託者に責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに訂正、補正等を行うこととし、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (4)本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情等により変更することがある。
- (5)業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、那須及び周辺地域 高付加価値なインバウンド観光地づくり推進協議会(事務局：一般社団法人 那須町観光協会)と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
- (6)事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (7)本事業は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」に基づく事業であるため、内容等を事前に確認し、それに沿って提案・実施すること。
(https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaufuku/kofukakachi.html)

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 182
一般社団法人 那須町観光協会
担 当 : 岩渕・久保田
電 話 : 0287-76-2619
メー ル : info@nasukogen.org